

第4回人権教育パワーアップ講座

(講座の趣旨・目的)

「子どもの権利条約」を通して、子どもの人権について学び、子どもの権利を実現する学級経営や授業づくり等に関する実践力を身に付ける。

- | | |
|----------|---|
| 1 日時及び会場 | 令和3年2月1日(月) 13:30~16:30 奈良県立教育研究所 |
| 2 参加者 | 人権教育パワーアップ講座第3期受講者5名
人権教育パワーアップ講座第4期受講者2名 <<合計7名>> |
| 3 日程及び内容 | 13:30 日程説明
13:35 講義 「子どもにはチカラがある
~子どもの権利条約と学校の課題~」
16:15 閉講式 |

<内容(概要)>

講義「子どもにはチカラがある~子どもの権利条約と学校の課題~」

子どもの権利条約総合研究所 関西事務所長 浜田 進士 さん

- ・ 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は10年の歳月をかけて1989年に国際連合でつくられた「地球規模の基本方針」であり、「国際的なきまり」でもある。日本は1994年に批准しており、全世界では196カ国が批准している。この条約は、2016年の児童福祉法が改正された時に、その第1条で「児童の権利に関する条約に則り適切に養育されること」と謳われることになった。子どもの権利条約をさらに実効性のある条約にする上で大きな改正である。
- ・ 1枚の写真を見て、この子にとって必要な権利を考えるワーク「この子の願い」では、生活と権利は密接に結びついていること、権利を行使できるのは当たり前ではないこと、必要な支援は本人に確認することが大切であることなどに気付くことができた。
- ・ 子どもの権利は「生きる権利(生存権)」「育つ権利(発育権)」「守られる権利(保護権)」「聴いてもらえる権利(参加権)」の4つの一般原則から成り立っている。それらの権利には、相互に関連性があり、どの権利もバランスよく守られる必要がある。
- ・ 大人がよかれと思ってしていることが、必ずしも子どもにとっていいとは限らない。子どもの意見表明権を大事にし、子どもとよく話し合い、物事を決めていくことが大切である。

<参加者の感想から>

- ・ これまでも人権教育の研修で子どもの権利条約について学んだが、十分理解しないままでした。今回の研修で基礎から学べて良かったです。私は、子どもに対して管理的になってしまいう部分が多くあるので「子どもの最善の利益は、子どもに聞いてみないと分からない。」という言葉聞いて反省しました。我が子や学級の子どもたちへの向き合い方を考え直すいい機会となりました。
- ・ 今回の研修で子どもの権利条約について学び、「人権」というのは本当に領域が広いと感じました。子どもの権利条約にあるそれぞれの権利の重要性・意味を、演習から学び取ることができました。それらを学べたことが、「目の前の子どもたちの権利を守っていかねばならない」という自分の使命感につながりました。また、子どもたちにはきちんと権利を主張できる(権利に自信をもてる)ようになってほしいと思いました。
- ・ 「子どもも一人の尊厳ある人間」「大人のよかれが子どもにとって一番とは限らない」など、普段子どもと接する中であまり気にとめていなかったことにドキッとし、自分の言動や考えを振り返る良い機会となりました。1枚の写真からこの子に必要な権利を考えるワーク「この子の願い」の演習をしていただき、子どもたちと権利学習を展開していくイメージをつかむことができました。